

新登場

シニア共済



シニア世代の医療保障に重点をおいた共済制度！

共済掛金 月々3,200円

● 満85歳まで継続保障!

● がん入院は上乘せ給付!

● 緩和型の健康告知!

継続的に治療を受けている方や、
投薬中の方もご加入いただきやすい
緩和型の健康告知を採用しています。

● がん先進医療をお支払い!

所定の医療機関でがん先進医療を受けられた場合、
公的保険では対象とならない実費負担分を
お支払いします。

4つの告知項目がすべて **いいえ** なら **ご加入いただけます!**

いいえ 今までに公的介護保険制度の要介護または要支援の認定を受けたことがありますか？

いいえ 最近3ヶ月以内に、医師から検査(注1)・入院・手術(注2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかを
すすめられたことがありますか？

いいえ 過去2年以内に、入院したこと、または手術(注2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかを
受けたことがありますか？

いいえ 過去5年以内に、がん(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫および上皮内がんを含みます)・肝硬変・
慢性肝炎で医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか？

(注1)検査とは、健康診断・人間ドックまたは医療機関を受診した結果、診断確定のためにすすめられた再検査または精密検査をいいます。(注2)手術には、内視鏡手術・レーザー手術なども含みます。

ニコニコサービス
(福利厚生サービス)
のごあんない

※ニコニコサービス(福利厚生サービス)
は予告なく変更することがあります。

サービス 1

エルフルカード



レクリエーション・宿
泊・飲食施設などが
優待割引でご利用で
きます。

サービス 2

健康もしもし24



電話1本で健康相談が
できる嬉しいサービス
です。

サービス 3

あんしん情報誌



広島県内の地域情報
や暮らしに役立つアド
バイスを掲載した情
報誌(年4回発行)

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を。

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
http://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

シニア 共済

●新規加入年齢：満60歳～満75歳(満85歳までご継続いただけます)

保障内容

	[第1区分] 満60歳～満64歳	[第2区分] 満65歳～満74歳	[第3区分] 満75歳～満85歳
	交通事故・ 傷害・疾病 入院給付金 (初期入院) 入院給付金 (継続入院) (※1)	5,000円 (1日～6日)	4,000円 (1日～6日)
がん入院は、 さらに上乗せ がん入院給付金 (初期入院) がん入院給付金 (継続入院) (※1)	5,000円 (1日～6日)	4,000円 (1日～6日)	2,500円 (1日～6日)
がん先進医療 給付金	最高 300万円	最高 200万円	最高 100万円
死亡弔慰金	10万円	5万円	3万円

(※1)初期入院と合算して50日分(満75歳以上の場合は30日分)を限度とします。

共済金のお支払いについて

- 死亡弔慰金および入院給付金：初年度責任開始日からその日を含めて180日目までに死亡および入院された場合、共済金は半額に減額してお支払いします。
- がん入院給付金およびがん先進医療給付金：初年度責任開始日からその日を含めて180日目までに開始したがん入院およびがん先進医療による療養については、共済金のお支払いはできません。
- 入院給付金およびがん入院給付金について、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、その入院と同一の原因または直接の関係がある原因により被共済者が入院した場合、これらの入院は1回の入院とみなして共済金をお支払いします。

ご加入に際して

- 共済掛金：月々3,200円
- ご加入年齢および満了年齢：満60歳以上満75歳以下。ただし、満85歳の誕生日の属する月の末日までご継続いただけます。
- ご加入制限：被共済者1人あたり一口とします。
- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者または被共済者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係らずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まります。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続となります。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金300円(3口分)以上をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)
- 組合と連帯して共済責任を負う者：中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連)

組合員 相談室

- ご契約者名・住所など
ご契約内容の変更
- 共済金の請求

広島県共済組合員相談室まで
ご連絡ください。

フリーダイヤル
0120-708030



「シニア共済」についてのご相談はお気軽にお問い合わせください。

●お電話の方は広島県共済組合員相談室 **フリーダイヤル 0120-708030**

FAXの方は必要事項をご記入のうえ、送信してください。

氏名	事業所名	担当者
住所	電話番号 ()	—
<input type="checkbox"/> 相談したい <input type="checkbox"/> 加入したい 月 日 午前・午後 時頃 説明に来てほしい		

(お客様の個人情報について)ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。

FAX:0120-358030